

# インドネシア

## 特許規則

1991年6月11日政令第34号改正

1991年6月11日施行

### 目次

#### 第I章 総則

##### 第1条 定義

#### 第II章 特許出願

##### 第1節 特許出願の手続

##### 第2条 特許出願の要件

##### 第3条 出願人の要件

##### 第2節 特許を取得するための願書

##### 第4条 特許出願書類

##### 第5条 願書の記載

##### 第3節 特許出願の書類の受理

##### 第6条 手続と受理

##### 第4節 特許出願の分割

##### 第7条 分割出願

##### 第8条 承認と拒絶

##### 第9条

##### 第10条

##### 第5節 特許出願の変更

##### 第11条 通常の特許と小特許

##### 第12条 変更の拒絶

##### 第13条 変更の要件

##### 第14条 変更の公開

#### 第III章 特許出願の書類

##### 第1節 書類の提出及び記載に関する要件

##### 第15条 謄本

##### 第16条 書類の記載

##### 第17条 英語への翻訳

##### 第18条 微生物

- 第 19 条 ブダペスト条約
- 第 20 条 微生物の請求
- 第 21 条 通知

## 第 2 節 明細書

- 第 22 条 明細書の内容
- 第 23 条 前条規定

## 第 3 節 請求の範囲

- 第 24 条 請求項の数と要点
- 第 25 条 請求の範囲の記載
- 第 26 条 制限
- 第 27 条 発明の単一性
- 第 28 条 追加の手数料

## 第 4 節 図面

- 第 29 条 図面の必要性
- 第 30 条 符号

## 第 5 節 要約

- 第 31 条 要約の様式
- 第 32 条 技術分野
- 第 33 条 図面の添付

## 第 IV 章 方式審査

- 第 34 条 方式要件
- 第 35 条 要件の不備
- 第 36 条 出願の取下
- 第 37 条
- 第 38 条
- 第 39 条 要件の具備
- 第 40 条 受理の証明

## 第 V 章 特許出願の取下

- 第 41 条 取下要件

## 第 VI 章 優先権を伴う特許出願

- 第 42 条 認証謄本
- 第 43 条 認証謄本の提出不可
- 第 44 条 要件
- 第 45 条 更なる詳細な規定

第 VII 章 出願公開

第 46 条

第 47 条

第 48 条 異議

第 49 条 答弁

第 50 条 出願の非公開

第 51 条

第 VIII 章 実体審査

第 52 条 手続

第 53 条 目的

第 54 条

第 55 条 審査

第 56 条 検討事項

第 57 条

第 IX 章 特許査定又は拒絶査定

第 58 条 特許証

第 59 条 特許付与日

第 60 条 特許証の内容

第 61 条 登録及び公告

第 62 条 縦覧及び抄録

第 X 章 特許の存続期間の延長申請

第 63 条 要件

第 64 条 許可及び拒絶

第 XI 章 特許の取消

第 65 条 例外

第 66 条

第 XII 章 経過規定

第 1 節 1953 年政府告示に基づき既に登録されている特許出願の再出願

第 67 条 選択

第 2 節 適用の調整

第 68 条

第 69 条 要件

第 70 条

第 71 条

第 3 節 1989 年 11 月 1 日から 1991 年 7 月 31 日までの期間に新規性が喪失された発明に対する特許出願をする機会

第 72 条

第 4 節 1989 年 11 月 1 日から 1991 年 7 月 31 日までに優先期間が満了した国外で既になされた特許出願に対して特許出願をする機会

第 73 条

第 5 節 1991 年 8 月 1 日から 1991 年 9 月 30 日までに優先期間が満了した国外で既になされた特許出願

第 74 条

第 XIII 章 終則

第 75 条 施行日

## 第 I 章 総則

### 第 1 条 定義

本政令では次のように定義する。

- (1) 特許法とは、特許に関する 1989 年法律第 6 号(1997 年法律第 13 号として改正)をいう。
- (2) 発明の明細書とは、当該発明分野における熟練者により理解され得る程度に発明を実施する方法に関して記載された説明をいう。
- (3) 請求の範囲とは、特許の形態において法的保護が求められている発明又は発明の特定部分の要点に関する記述をいう。
- (4) 図面とは、発明の部分を説明する符号、記号、文字、数字、工程図又は図表を含む発明の技術上の図面をいう。
- (5) 要約とは、明細書、請求の範囲又は図面の主要な内容の概要からなる発明に関する簡潔な記述をいう。
- (6) 大臣とは、その義務及び責任の範囲が特許の発展にかかる大臣をいう。
- (7) 特許局とは、特許分野における任務を遂行し、かつ権限を行使する行政府の省内の 1 組織単位をいう。

## 第 II 章 特許出願

### 第 1 節 特許出願の手続

#### 第 2 条 特許出願の要件

- (1) 特許出願は、インドネシア語による書面で特許局に対してなされ、かつ手数料の額及び納付手続が、大臣によって定められた特許出願の手数料の納付を伴うものとする。
- (2) 特許法第 28 条に特に定められるところを除き、特許出願は、発明者自身若しくは発明に対する権利を有する者自身により又は代理人としての特許コンサルタントを通じて行うことができる。
- (3) 特許出願が特許コンサルタントによりなされる場合は、委任状を伴っていないなければならない。
- (4) 特許出願が発明者でない者によりなされる場合は、当該出願には、その者が当該発明に対する権利を有するという十分な証拠を伴った宣言書を添付しなければならない。
- (5) 特許出願の書類は、直接特許局に提出され、又は郵便サービスを通じて送付され得るものとする。

#### 第 3 条 出願人の要件

- (1) 他の発明者に代って行動もする発明者によりなされる発明に対する特許出願は、当該特許出願をすることに対する他の発明者の同意を内容とする宣言書を伴わなければならない。
- (2) 発明者に代って代理人を通じてなされる発明に対する特許出願は、当該発明者からの委任状を伴わなければならない。
- (3) 発明に対する権利を有する他の者に代って行動もする発明に対する権利を有する者によりなされる発明に対する特許出願は、その者が発明に対する権利を共同で有するという書面による証拠及び権利を有する他の者からの特許出願をすることに対する同意を内容とする宣言書を伴わなければならない。
- (4) 発明に対する権利を有する 1 又は 2 以上の者に代って、特許コンサルタントを通じてなされる発明に対する特許出願は、発明に対する権利を有する者からの委任状及びその者が当該発明に対する権利を共同で有するという書面による証拠を伴わなければならない。
- (5) 本条にいう要件の具備に関する規定は、1 又は 2 以上の発明者又は当該発明者から権利を受け継いだ者が既に死亡しており、かつその権利がその相続人により行使される場合にも、適用される。

### 第 2 節 特許を取得するための願書

#### 第 4 条 特許出願書類

特許出願は、次に掲げる事項からなるものとする。

- (a) 特許を取得するための願書
- (b) 発明に関する明細書
- (c) 発明に含まれる 1 又は 2 以上の請求の範囲
- (d) 説明するために必要とされる明細書において述べられている 1 又は 2 以上の図面

(e) 発明に関する要約

## 第5条 願書の記載

第4条(a)にいう特許を取得するための願書は、特許出願人により署名され、かつ、その見本が大臣により定められた様式を使用して提出され、次に掲げる事項を含むものとする。

- (a) 願書の年月日
- (b) 特許出願人の名称及び明白な住所
- (c) 発明者の名称及び国籍
- (d) 特許出願が特許コンサルタントを通じてなされる場合は、その名称及び住所
- (e) 発明の名称
- (f) 請求される特許の種類

## 第3節 特許出願の書類の受理

### 第6条 手続と管理

- (1) 特許局は、受理の番号、日付及び時間を含む特許出願の書類の受領証を交付し、かつ、そのために用意されている特別な台帳にそれを記録する。
- (2) 特許出願の書類の受理の手続に関する更なる詳細な規定は、大臣により定められる。

## 第4節 特許出願の分割

### 第7条 分割出願

1 特許出願は、1 発明に対してのみすることができるという規定を遵守して、(次のように出願を分割することができる。)

- (a) 既になされた特許出願は、当該特許出願が 2 以上の発明を包含することが判明した場合は、2 以上の出願に分割することができる。
- (b) (a)にいう分割により生じた各特許出願は、別個の出願としてすることができ、当該特許出願に対しては、当初の特許出願の受理の日と同一の特許出願の受理の日を付与することができる。

### 第8条 承認と拒絶

- (1) 第7条にいう特許出願の分割は、特許局に対して書面でなされるものとする。
- (2) (1)にいう特許出願の分割出願は、当該特許出願に対して実体審査が行われて既に終了している場合は、拒絶される。
- (3) (1)にいう特許出願の分割出願が承認された場合は、当該分割により生じた特許出願の提出書類は、分割出願の承認の日から起算して遅くとも 3 月以内に特許局により受理されなければならない。
- (4) (3)にいう期限は、特許出願の分割に関する手数料の完納に対しても適用される。

### 第9条

- (1) 特許局がその分割を承認した場合は、第7条(b)にいう各特許出願もまた、当初の出願が

分割される前に優先権を主張して既になされているときには、優先権を主張して行うことができる。

(2) 当初優先権を主張してなされ、かつ特許局により受理されている特許出願にかかる一定の書類は、分割された当該特許出願に対する書類の完備とみなされる。

## 第 10 条

(1) 特許出願の分割は、特許局の書面による提案に従い行うこともできる。

(2) (1)にいう提案が同意された場合は、特許出願の分割の結果として必要とされる特定の書類の引渡は、特許局の書面による提案の送達の日から起算して遅くとも 3 月以内になされる。

(3) (2)にいう期限は、特許出願の分割に関する手数料の完納に対しても適用される。

## 第 5 節 特許出願の変更

### 第 11 条 通常の特許と小特許

通常の特許出願から小特許(簡易特許)出願への出願の変更又はその逆は、次の規定に従い可能とされる。

(a) 特許局に対して書面で請求をすること

(b) 手数料の額及び納付手続が大臣により定められた手数料を納付すること

### 第 12 条 変更の拒絶

第 11 条にいう特許出願の変更の請求は、既になされたその特許出願に対して実体審査が行われて既に終了している場合は、拒絶される。

### 第 13 条 変更の要件

(1) 第 11 条にいう特許出願の変更が承認された場合は、当該特許出願は、必要とされる書類を伴ってなされるものとする。

(2) (1)にいう特許出願は、本政令において規定されている要件を遵守して行われるものとする。

### 第 14 条 変更の公開

(1) 小特許から通常の特許への出願の変更の請求が行われた場合は、特許局は、第 13 条にいう要件が既に具備されているときは、当該特許出願を公開しなければならない。

(2) (1)にいう特許出願の公開は、本政令において定められている規定に従い行われるものとする。

### 第 III 章 特許出願の書類

#### 第 1 節 書類の提出及び記載に関する要件

##### 第 15 条 謄本

別に定めるところを除き、明細書、請求の範囲、図面、要約及びその他の特許出願の書類の提出は、3 通作成してなされるものとする。

##### 第 16 条 書類の記載

特許出願の書類の記載の形式及び方法は、大臣により更に詳細に定められる。

##### 第 17 条 英語への翻訳

第 2 条(1)の規定を常に遵守して、特許出願のものの書類が、英語以外の外国語で書かれている場合は、特許局は、当該書類が英語にも翻訳されるように求めることができる。

##### 第 18 条 微生物

(1) 発明の明細書が、特定の微生物に関するものであって、その微生物が特許出願時に公衆にとってまだ開示されておらず、又は入手することができない場合は、そのような明細書は、当該明細書が微生物の利用方法を完全かつ明白に開示するとき、かつ、次に掲げる要件を具備する限りは、常に受理され得るものとする。

(a) 当該微生物の試料が、特許出願がなされる前又は特許出願の受理の日が付与される前に、特許局により認定された微生物の寄託機関に寄託するために既に提出されている。

(b) 当該特許出願が、当該微生物の特徴に関する十分な説明を含んでいる。

(c) 微生物の名称、寄託されるための引渡の日、当該微生物の寄託機関名及び寄託番号が当該特許出願の明細書に含まれている。

(2) (1)(c)にいう事項に関する情報が明細書に含まれていない場合は、当該情報は、特許出願の書類の受理の日から遅くとも 3 月以内に特許局に対して提供されなければならない。

(3) (2)にいう微生物に関する情報の提供は、特許出願の公開時に又は公開後に、当該寄託された微生物の試料を取得するために、特許局に対して書面で請求をするすべての人に対する特許出願人からの無条件の承諾とみなされる。

##### 第 19 条 ブダペスト条約

第 18 条(1)(a)にいう微生物の試料の寄託機関とは、1980 年ブダペスト条約(微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約)に従い承認された機関をいう。

##### 第 20 条 微生物の請求

(1) 微生物の試料の分譲は、その請求を行った者に対して、その寄託された機関から当該試料の提供を許可するところの特許局の書面による承諾があった場合にのみ行われる。

(2) (1)にいう特許局の承諾書を取得するための請求は、次のような宣言書を付して特許局に対して書面で行われる。

(a) 当該特許出願が取り下げられ若しくは拒絶されるまで又は特許が付与されている場合は、

特許の存続期間が満了するまでは、他の者に対して当該微生物の試料を移送することはないこと

(b) 当該特許出願が取り下げられ若しくは取り下げられたとみなされるまで又は当該発明に対して特許が付与されるまでは、試験のために(かかる試料を)使用するのみであること

(3) 微生物の試料の請求の手續に関する規定は、大臣により更に詳細に定められる。

## 第 21 条 通知

第 20 条にいう微生物の試料を取得するための請求が、特許局により承認された場合は、当該承認は、当該特許出願人に対して速やかに通知されなければならない。

## 第 2 節 明細書

### 第 22 条 明細書の内容

発明の明細書は、特許を取得するための願書に記載されている名称と一致した発明の名称及び次に掲げる事項を含むものとする。

(a) 発明に関連する技術分野を明記すること

(b) 出願人の知る限りにおいて、発明の理解、調査及び審査のために必要とされる発明の背景技術を説明し、かつ可能な場合は、当該背景技術の引用文献も明記すること

(c) 同一分野における従来 of 技術的発明と比較して、発明の技術上の優位性及び有益性を、もしあれば、説明すること

(d) 添付される図面に関連する事項について簡単に説明すること

(e) 実施例を付して、かつ必要な場合は、添付される図面を引用して、少なくとも発明の実施態様の 1 つを説明すること

(f) 当該発明の性質により叙述的な方法で説明するのが難しい場合は、当該発明の産業上の利用方法又はその使用方法について説明すること

### 第 23 条 前条規定

第 22 条にいう明細書の記載の各号に関する規定は、他の様式における構成が、特許出願されている発明を説明するのにより良くかつ効果的になる場合を除き、遵守されなければならない。

## 第 3 節 請求の範囲

### 第 24 条 請求項の数と要点

(1) 特許を取得するための請求は、2 以上の請求の範囲を記載して行うことができる。

(2) 2 以上の請求の範囲を記載して請求されている場合は、請求の範囲ごとに一連番号を付すものとする。

(3) 請求の範囲における発明の要点に関する説明は、技術分野の記述において通常使用されている言語及び専門用語により記載されるものとする。

## 第 25 条 請求の範囲の記載

- (1) 請求の範囲は、次に掲げる事項からなる 2 つの部分に分けて記載されるものとする。
- (a) 第 1 部分、従来の発明の技術分野を表示する記述からなること
  - (b) 第 2 部分、特許の保護が求められており、既存の発明に対する改良となる発明に関する記述からなること
- (2) 請求の範囲が、2 つの部分に分けて記載されていない場合は、請求の範囲は、発明の要点に関する説明を含む単一の記述のみからなるものとする。

## 第 26 条 制限

- (1) 必要とみなされる場合を除き、請求の範囲は、添付される明細書又は図面に関する引用の性質を有し、又は引用からなる文を含んではならない。
- (2) 請求の範囲は、図面又はグラフィックを含んではならないが、表及び／又は化学式若しくは数式を含むことができる。
- (3) 特許出願が図面を伴うものである場合は、請求の範囲において、括弧内に統一的に記入される図面に言及する符号を付すことができる。

## 第 27 条 発明の単一性

- 2 以上の請求の範囲からなるが、相互に関連しているものの特許出願は、発明の単一性があるものとみなされる。すなわち、
- (a) 物についての独立請求の範囲、物の製造のために使用される方法についての独立請求の範囲及び当該物の用途についての独立請求の範囲、又は
  - (b) 方法についての独立請求の範囲及び当該方法を実施するための器具又は装置についての独立請求の範囲、又は
  - (c) 物についての独立請求の範囲、物の製造のために使用される方法についての独立請求の範囲及び当該方法を実施するための器具又は装置についての独立請求の範囲

## 第 28 条 追加の手数料

- (1) 1 特許出願において 10 を超える請求の範囲がある場合は、当該超過の請求の範囲に対しては、手数料の額が大臣により定められた追加の手数料を要する。
- (2) (1)にいう追加の手数料の納付は、遅くとも実体審査の請求がなされる際には行われているものとする。
- (3) 追加の手数料が、(2)にいう期限内に納付されない場合は、超過の請求の範囲は、取り下げられたものとみなされる。

## 第 4 節 図面

### 第 29 条 図面の必要性

- (1) 発明に関する明細書を説明するために必要とされる場合は、特許出願には図面を付すことができる。
- (2) 特許出願には図面を付していないが、特許局が明細書を説明するためにそれが必要であると認める場合は、特許局は、特許出願人に対してそれを付すように求めることができる。

### 第 30 条 符号

- (1) 図面に記載することが許されるのは、文字又は数字からなる符号のみであり、かつその文言が、当該図面の 1 部として絶対に必要とされる場合を除き、文言の形態においては認められない。
- (2) 工程図及び図表は、図面とみなされる。

## 第 5 節 要約

### 第 31 条 要約の様式

- (1) 発明に関する要約は、特許を取得するための願書に記載されている発明の名称と一致した発明の名称でもって始められ、200 語以内で書かれるものとする。
- (2) (1)にいう要約は、次に掲げる事項を含むものとする。
  - (a) 発明に関する請求の範囲及び明細書の概要。もしあれば、図面を含む。
  - (b) 発明を説明するのに真に必要とされる化学式又は数式

### 第 32 条 技術分野

- (1) 第 31 条にいう要約は、発明の技術分野の範囲を表示し、かつ発明の要点及びその用途を明瞭に説明する記載を含むものとする。
- (2) (1)にいう要約は、推測的となる記載又は従来 of 発明より優れている又は価値があるという評価を示す記載を含んではならない。

### 第 33 条 図面の添付

発明に関する要約が、特許出願の書類に添付される図面に言及している場合は、特許を取得するための願書において、特許出願が公開される際には、当該図面を添付するように特許局に対して要求を明記することもできる。

## 第 IV 章 方式審査

### 第 34 条 方式要件

- (1) 特許局は、次に掲げる事項を行うものとする。
  - (a) 特許出願の書類に含まれる方式要件の具備の審査
  - (b) 特許出願の種類及び発明分野による分類
- (2) 特許出願の書類の受領の日から特許局は、当該書類を秘密書類として取り扱うものとする。

### 第 35 条 要件の不備

- (1) 特許出願の書類の完備に関して不備がある場合は、特許出願の書類の受領の日から遅くとも 14 日以内に、特許局は、発明者又は特許出願人に対して当該不備が補完されるように書面で明瞭かつ詳細にその不備を通知する。
- (2) (1)にいう通知が、特許コンサルタントとしての特許出願人に対して送付される場合は、当該通知の副本は、発明者にも送付される。
- (3) (1)にいう特許出願の書類を完備したものは、特許局による通知の日から起算して遅くとも 3 月以内に特許局に対して送付されなければならない。
- (4) (3)にいう期限は、当該補完を当該期間内に終えるのは技術的に難しいという特許局を確信させる理由がある場合は、特許局の承諾に基づき最長 3 月延長することができる。

### 第 36 条 出願の取下

- (1) 第 35 条(1)にいう要件の不備が、第 35 条(3)及び(4)にいう期間内に補完されない場合は、当該特許出願は、取り下げられたものとみなされる。
- (2) 特許局は、特許出願人に対して(1)にいう特許出願の取下とみなしたことについて書面で通知する。

### 第 37 条

- (1) 第 5 条にいう要件の具備に関して不備があった場合は、特許局は、少なくとも当該不備が実体審査の請求前の期間内に補完され又は訂正されるように特許出願人に対して通知する。
- (2) (1)にいう不備は、特許出願の受理の日を付与することを延期するものではない。

### 第 38 条

特許局が、第 35 条(1)にいう不備に関する通知を既に送付した場合は、特許出願の受理の日、特許局により当該特許出願の最終的な補完が受理された日である。

### 第 39 条 要件の具備

特許局が第 35 条(1)にいう期間内に不備に関する通知を送付しない場合は、当該特許出願は、特許出願の書類の要件を既に具備しているものとみなされる。

### 第 40 条 受理の証明

特許出願が第 4 条及び第 5 条にいう要件を既に具備し、かつ第 2 条(1)にいう特許出願の手

数料の納付が既になされている場合は、特許局は、次に掲げる事項を内容とする書面による証明を与えなければならない。

- (a) 特許出願の出願日
- (b) 特許出願の種類
- (c) 特許出願人の名称及び住所
- (d) 発明者の名称及び国籍
- (e) 発明の名称
- (f) 特許出願が特許コンサルタントを通じてなされている場合は、その名称及び完全なる住所

## 第 V 章 特許出願の取下

### 第 41 条 取下要件

- (1) 特許出願は、特許出願人又は発明者若しくは発明に対する権利を有する者により署名されたその取下に対する請求書を特許局に提出することにより取り下げることができる。
- (2) 特許コンサルタントによりなされた特許出願の取下の請求は、発明者又は発明に対するその権利を有する者からのその取下に対する委任状を伴っていなければならない。
- (3) 特許出願が取り下げられた場合は、特許局に対して既に納付された特許出願の手数料及びその他すべての手数料は、返還されることはない。

## 第 VI 章 優先権を伴う特許出願

### 第 42 条 認証謄本

- (1) 特許出願が優先権を伴ってなされる場合は、第 4 条にいう規定の遵守の他に、特許出願には、他の国で最初に提出された特許を取得するための願書の謄本を付さなければならない。
- (2) (1)にいう願書の謄本とは、最初に特許出願を受理した国の権限ある当局により認証された謄本をいう。

### 第 43 条 認証謄本の提出不可

- (1) 第 42 条(2)にいう認証謄本が、特許法第 29 条(2)に定める期間内に提出され得ない場合は、特許出願は、当該謄本に対する認証の請求の証拠書類を付して、最初の特許出願についての願書の謄本の証拠書類を提出することにより行うことができる。
- (2) (1)にいう完備された書類の提出は、特許法第 29 条(2)の規定の遵守とみなされるものとする。

### 第 44 条 要件

- (1) 第 5 条にいう要件の具備の他に、特許を取得するための願書は、次に掲げる事項も含むものとする。
- (a) 当該特許出願は、優先権の主張を伴ってなされるという申立
  - (b) 当該優先権を伴う出願の基礎となる他の国における最初の特許出願の出願日
  - (c) 当該特許出願がなされたインドネシア以外の国名
- (2) (1)にいう申立は、特許局による特許出願についての願書の受理の日以後遅くとも 4 月以内にそのことが行われるという条件で、別個にすることもできる。

### 第 45 条 更なる詳細な規定

優先権を伴う特許出願に関する更なる詳細な規定は、大臣により定められる。

## 第 VII 章 出願公開

### 第 46 条

- (1) 特許法第 47 条, 第 48 条, 第 49 条及び第 50 条の規定を遵守して, 特許局の公示板にその出願を掲示して, かつ特許公報に掲載して, 特許局は, 6 月間特許出願を公開する。
- (2) 公開が行われている間, 公衆は, 特許出願の書類を縦覧することができ, かつ大臣により定められた額の手数料を納付して, 当該特許出願の書類の謄本を取得するために特許局に対して書面で請求をすることができる。
- (3) 公開の様式及び内容に関する更なる詳細な規定は, 大臣により定められる。

### 第 47 条

公衆に特許(出願)の書類を縦覧することができる機会を提供する枠内において, 特許局は, そのための特別な場所を用意し, かつ公衆に次に掲げる事項を調べることを許可するものとする。

- (a) 特許を取得するための願書
- (b) 請求の範囲
- (c) 明細書
- (d) 図面
- (e) 要約

### 第 48 条 異議

- (1) 公開期間中, その意見又は異議は, 理由, 説明及び裏付のある証拠又は事実を付してインドネシア語による書面で提出/申立することができるという規定により, 何人も公開されている特許出願に対して意見を提出し, 又は異議を申し立てることができる。
- (2) 特許局は, 意見又は異議に添付されている外国語で書かれた書類がインドネシア語に翻訳されるように求めることができる。

### 第 49 条 答弁

特許局は, 特許出願人又は発明者若しくは発明に対する権利を有する者に対して, 第 48 条(1)にいう意見又は異議を内容とする文書の副本を直ちに送達し, かつ特許局にその意見又は異議に対する答弁又は説明を書面で提出する機会を与えるものとする。

### 第 50 条 出願の非公開

- (1) 特許局の判断によると, 当該発明及びその公開が, 国の防衛及び安全保障上の利益を妨げ又は利益に反することになり得ると推測される場合は, 大臣の承認を得て, 特許局は, 特許出願を公開しないように決定することができる。
- (2) (1)にいう特許出願を公開しないという決定は, 特許出願人に対してその理由を説明して, かつ必要と思料される場合は, 当該発明に関して実施されてはならない事項についての禁止事項を付して, 書面で特許局により通知される。
- (3) (2)にいう通知書の副本は, 特許出願が代理人としての特許コンサルタントを通じてなされた場合は, 発明者又は発明に対する権利を有する者に対して送付される。

## 第 51 条

- (1) 当該特許出願を公開しないという決定が、現に有効である限り、特許出願人又は発明者若しくは発明に対する権利を有する者は、当該発明に関する事項を流布することを禁じられる。
- (2) 当該発明が外国でなされ得るような方法で、何人もその発明をなし、若しくはなすことを支援し、又は方策をとることも禁じられる。
- (3) (1)及び(2)にいう規定に反する行動に対しては、特許法第 128 条の規定が適用される。

## 第 VIII 章 実体審査

### 第 52 条 手続

- (1) 公開期間の満了後であるが、特許出願の受理の日から 36 月以内に、実体審査の請求は、特許局に対して特許出願人により行うことができる。
- (2) (1)にいう実体審査の請求は、手数料の額及び納付手続が大臣により定められた手数料の納付とともに行われる。
- (3) 実体審査の請求は、その見本が大臣により定められた様式を使用して書面で行われる。

### 第 53 条 目的

実体審査は、特許出願されている発明が特許され得るか、又は特許され得ないかの決定をするために行われる。

### 第 54 条

実体審査が、優先権を伴って特許出願されている発明に対して請求されている場合は、特許局は、他の国で先になされた特許出願に対する査定についての説明及び必要とされる書類を求めるともできる。

### 第 55 条 審査

- (1) 実体審査を実施する場合は、特許局は、(次に掲げる事項を行うものとする。)
  - (a) 特許出願された発明を現存のその他の発明、特に、既存の特許出願の書類、特許の書類及びその他の書類に基づいたものにしたがって調査すること
  - (b) 公衆により提出／申立された意見又は異議、もしあれば、また、当該意見又は異議に対する答弁又は説明を判断すること
  - (c) 特許局により請求された欠陥の補正又は補完として提出された書類を判断し、かつ特許出願人に必要とされる補足説明の提供を求めること
- (2) (1)にいう行為の実施は、特許法第 58 条及び第 59 条(1)の規定を遵守して特許局によりなされ得る。
- (3) (1)(c)にいう補完又は補足説明の請求の手続及び(2)にいう実体審査の行為は、大臣により更に詳細に定められる。

### 第 56 条 検討事項

特許出願されている発明が特許され得るか、又は特許され得ないかの決定は、特に次に掲げる事項を判断して行われる。

- (a) 発明の新規性
- (b) 発明に含まれる進歩性
- (c) 発明が産業上利用され得るか否かということ
- (d) 当該発明が特許を受けることができない発明のカテゴリーに含まれるか、又は含まれないかということ
- (e) 発明者又は発明者の権利を更に受け継いだ者が、当該発明に対する特許を受ける権利を有するか、又は有さないかということ

(f) 当該発明が法規，公序良俗に反するか否かということ

#### **第 57 条**

(1) 実体審査は，実体審査の請求書の受理の日から起算して最長 24 月以内に特許局により行われる。

(2) (1)にいう期間内に，特許局は，特許出願されている発明に対して特許をするか，又は拒絶をするかの査定をするものとする。

## 第 IX 章 特許査定又は拒絶査定

### 第 58 条 特許証

- (1) 実体審査に基づき、特許出願されている発明は、特許され得るという結論に達した場合は、特許局は、特許出願人に対して特許証を交付するものとする。
- (2) 特許出願人が、代理人としての特許コンサルタントである場合は、(1)にいう添状の副本及び特許証の謄本は、発明者又は発明に対する権利を有する者に対しても与えられる。

### 第 59 条 特許付与日

- (1) 特許は、特許一般登録簿における特許証の登録の日に付与されたものとみなされ、かつその後特許公報において公告されるものとする。
- (2) 特許証には、次に掲げる事項が記載される。
  - (a) 特許番号
  - (b) 発明の名称
  - (c) 特許権者の名称及び住所
  - (d) 発明者の名称
  - (e) 特許出願の出願日及び特許出願番号
  - (f) 特許出願が優先権を伴って行われている場合は、特許出願が既になされている国名
  - (g) 特許の付与の日

### 第 60 条 特許証の内容

- 第 59 条(2)にいう事項に関する情報を含むことの他に、特許証は、次に掲げる事項を含む特許の書類を完備するものとする。
- (a) 国際特許分類で定められている分野と一致した発明の符号又はコード
  - (b) 特許出願の公開の日
  - (c) 特許コンサルタントの名称及び完全な住所(もしあれば)
  - (d) 要約
  - (e) 請求の範囲及び明細書
  - (f) 図面(もしあれば)

### 第 61 条 登録及び公告

- (1) 特許局は、第 59 条(2)並びに第 60 条(a), (b)及び(c)にいう事項を含んで既に付与されている各特許を特許一般登録簿に登録する。
- (2) 特許局は、第 59 条(2)並びに第 60 条(a), (b), (c)及び(d)にいう事項を含んで既に付与されている各特許を特許公報に公告する。

### 第 62 条 縦覧及び抄録

- (1) 何人も、特許一般登録簿を縦覧することができ、かつ大臣により定められた額の手数料を納付して特許一般登録簿の抄本を取得することができる。
- (2) 何人も、大臣により定められた額の手数料を納付して、特許の書類の写を取得することができる。

## 第 X 章 特許の存続期間の延長申請

### 第 63 条 要件

(1) 特許の存続期間は、手数料の額及び納付手続が大臣により定められた手数料の納付を伴って、当該特許の存続期間の満了する前 12 月以内であって少なくとも 6 月以前の期間に書面で特許局に対して申請して 2 年間延長することができる。

(2) (1)にいう特許の存続期間の延長申請には、特許法第 43 条(削除)において定められた事項に関する書面による証拠を付すものとする。

### 第 64 条 許可及び拒絶

(1) 第 63 条(1)にいう要件が具備され、特許局によりその正当性が認められ得る場合は、特許局は、特許の存続期間の延長を許可するものとする。

(2) (1)にいう特許の存続期間の延長は、当該特許の存続期間の満了の日前に許可される。

(3) 特許の存続期間の延長の申請手続、当該延長又はその拒絶の形式及び通知に関する更なる詳細な規定は、大臣により定められる。

## 第 XI 章 特許の取消

### 第 65 条 例外

特許法第 94 条にいう理由による特許の取消に関する規定は、インドネシアにおける特許の不実施又は不使用が、インドネシアにおける当該特許により得られる製品の製造又は流通の許可を得られないことと関連している場合は、適用されない。

### 第 66 条

(1) インドネシア共和国外における特許の実施は、(次に掲げる事項に該当する)限りは、特許法第 18 条にいうインドネシアにおける特許の実施義務を果たすものとみなされる。

(a) 当該特許により生産される製品が、インドネシア共和国領域及びその近隣諸国において流通に置かれていること、及び

(b) 経済的実行可能性を決定するためには、特定の地域が市場取引単位として利用されなければならないこと

(2) (1)にいう事項に関する決定は、当該請求に付されているデータ及び理由を考慮した後、かつその者の義務及び責任が当該特許分野に及ぶその他の大臣又は政府職員の判断を聴取した後に、特許権者により行われた書面による請求に基づき、大臣により下される。

## 第 XII 章 経過規定

### 第 1 節 1953 年政府告示に基づき既に登録されている特許出願の再出願

#### 第 67 条 選択

1953 年政府告示に基づき既になされた特許出願であって、1981 年 8 月 1 日から 1989 年 11 月 1 日に至るまでの間に特許局において受理され、かつ登録されているものは、1991 年 8 月 1 日から 1992 年 7 月 31 日までに特許法の規定に基づき特許局に対して再出願をすることができる。

### 第 2 節 適用の調整

#### 第 68 条

(1) 本政令にいう特許出願の解釈及び手続の特殊性に留意して、発明の新規性を決定するための判断の制約又は基準に関する規定は、第 67 条にいう特許出願の手続においてその適用が調整されるものとする。

(2) 新規性の問題に関する事項のほか、第 67 条にいう特許出願に対しては、特許法及び本政令に定める規定が適用される。

#### 第 69 条 要件

(1) 第 67 条にいう特許出願は、次の場合は受理され得るものとする。

(a) 本政令に定めるすべての規定が満たされている場合

(b) 1953 年政府告示に基づく特許出願の登録の受理の証拠としての認証謄本が添付されている場合

(c) (b)にいう特許出願を登録する時に提出された明細書が、補正されていない場合

(d) 当該発明に対して、もしあれば、他の国で特許局により特許が既に付与されているときは、当該特許の書類とともに特許証の謄本が添付されている場合

(2) (1)にいう規定が満たされている場合は、当該特許出願に対しては、1953 年政府告示に基づきなされた特許出願の登録の受理の日と同一の受理の日が与えられる。

#### 第 70 条

(1) 第 67 条にいう特許出願が、1992 年 7 月 31 日までになされない場合は、当該特許出願は、取り下げられたものとみなされる。

(2) 再特許出願が、1992 年 7 月 31 日を経過した後に、特許局によりはじめて受領された場合は、当該特許出願は、拒絶される。

(3) 特許局は、当該 1992 年 7 月 31 日の期限を経過した特許出願の受領の日から遅くとも 30 日以内に特許出願人に対して書面で(2)にいう拒絶を通知する。

#### 第 71 条

(1) 特許法第 9 条にいう(特許の)存続期間が経過しようとしており、又は既に経過してしまった際に、何らかの理由により、第 67 条にいう特許出願に対する実体審査がまだ終了して

いない場合であって、当該審査の結果が、その特許出願されている発明に対して特許され得るという結論に後に達したときは、当該発明に対して 2 年の延長期間に対してのみ特許が付与されるものとする。

(2) (1)にいう期間は、更に延長されることはない。

(3) (1)にいう付与された特許に対する維持手数料又は年金は、大臣により定められた手続に従い、全期間に対して一括して納付されなければならない。

### **第 3 節 1989 年 11 月 1 日から 1991 年 7 月 31 日までの期間に新規性が喪失された発明に対する特許出願をする機会**

#### **第 72 条**

(1) 1989 年 11 月 1 日から 1991 年 7 月 31 日までにその新規性が喪失されたインドネシアでなされた発明及び公の又は公に認められた全国的又は国際的博覧会において既に公表された発明は、当該発明に対して、1991 年 8 月 1 日から 1992 年 1 月 31 日までの期間に既に特許出願がなされている場合は、特許される可能性を失うものではない。

(2) 第 4 条及び第 5 条にいう要件を損うことなく、(1)にいう特許出願には、当該博覧会の開催時期に関する情報を付して博覧会への参加に関する認証された証明書も添付するものとする。

(3) (1)にいう特許出願が、1992 年 1 月 31 日を経過した後になされた場合は、特許出願は、特許局により拒絶されるものとする。

(4) (3)にいう拒絶は、特許出願人に対して特許局により遅滞なく通知されるものとする。

### **第 4 節 1989 年 11 月 1 日から 1991 年 7 月 31 日までに優先期間が満了した国外で既になされた特許出願に対して特許出願をする機会**

#### **第 73 条**

(1) 国外で最初になされた特許出願であって、その優先期間が 1989 年 11 月 1 日から 1991 年 7 月 31 日までに満了したものは、1991 年 8 月 1 日から 1992 年 1 月 31 日までにインドネシアで特許出願をすることができる。

(2) (1)にいう特許出願は、第 42 条から第 45 条までにいう優先権を伴う特許出願に関する規定を遵守して行われる。

(3) (1)にいう特許出願に対する特許出願の受理の日は、当該特許出願の書類の完備された日をいう。

### **第 5 節 1991 年 8 月 1 日から 1991 年 9 月 30 日までに優先期間が満了した国外で既になされた特許出願**

#### **第 74 条**

国外で最初になされた特許出願であって、その優先期間が 1991 年 8 月 1 日から 1991 年 9 月 30 日までに満了したものは、遅くとも 1991 年 10 月 31 日までに特許出願をする機会を与えられる。

## 第 XIII 章 終則

### 第 75 条 施行日

本政令は、公布の日から施行する。

本政令をすべての国民に周知させるために、インドネシア共和国官報に掲載することにより、本政令を公布することを命じる。